

特定農業団体に対する課税の取扱い

特定農業団体に対する課税の取扱いについては、

- ・ 任意組合等として**構成員に課税される場合**
- ・ 人格のない社団等として**特定農業団体に課税される場合**

があります。

- ・ 税務上人格のない社団等に該当するかどうかは、各特定農業団体の**運営実態等に基づき個々に判断**されます。
- ・ **特定農業団体と同様の要件を満たす組織**についても、特定農業団体と同様の運営実態等であるかどうか、個々に判断されます。

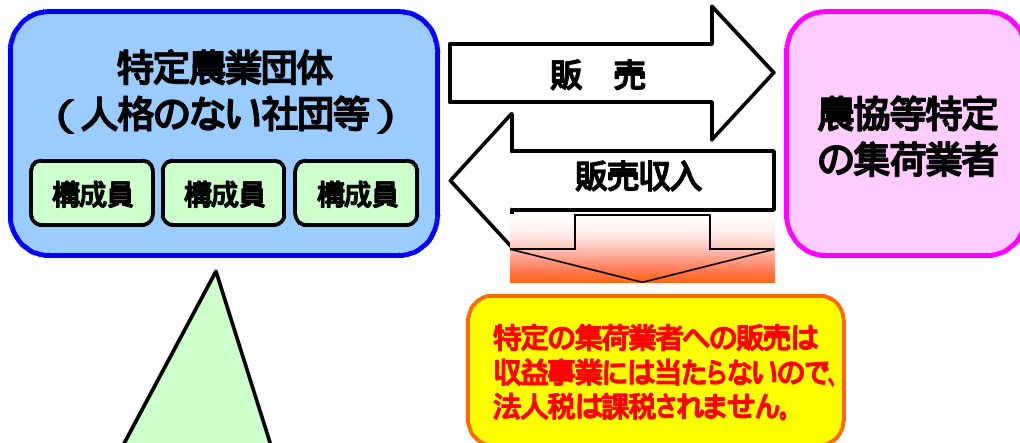
人格のない社団等に該当した場合には、

- ・ 法人税は、特定農業団体として農協などの**特定の集荷業者に農産物の売り渡しだけを行う場合には収益事業に当たらないので、法人税は課税されません。**
- ・ **消費税は、原則として設立2期目までの納税義務が免除**されることから、例えば、3年目に法人化した場合で一定の要件に該当する場合には、法人化前と法人化後を通算して、**連続4事業年度の間、免税事業者**となります。

人格のない社団等に該当した場合、次のような取扱いとなります。

法人税

人格のない社団等については、**収益事業を営む場合に限り、法人税の納税義務**があります。

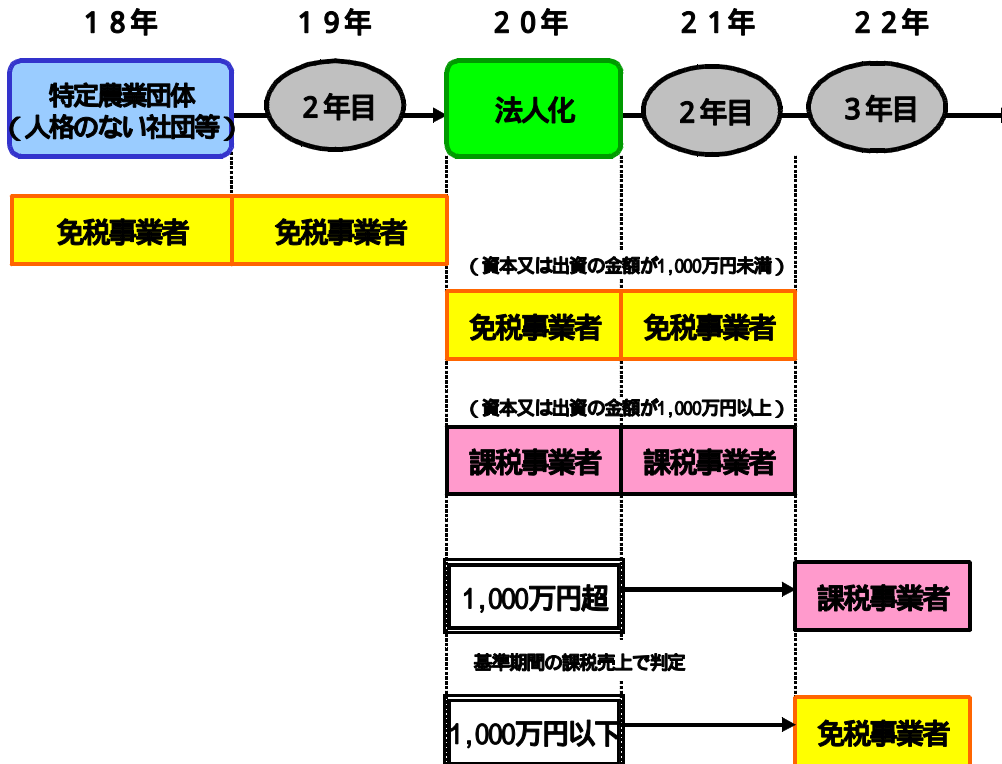


(注) 構成員(個人の場合)が特定農業団体から受け取る**労務賃は給与所得、利益の配分は雑所得**として所得税の課税対象となります(事業〔農業〕所得とはなりません)。

- (注) 1 特定農業団体が、農産物をそのまま又は加工を加えた上で直接不特定又は多数に販売したり、構成員から農作業の委託を受けたりする行為は収益事業に当たり、法人税が課税される場合があります。
- 2 これまで個人で営まれていた方で、事業〔農業〕所得の金額の計算上赤字が生じた場合には他の所得の黒字と損益通算できましたが、特定農業団体で赤字が生じたときは、その構成員である個人は他の所得の黒字と損益通算できませんのでご注意ください。

消費税

消費税は、所得税や法人税のように所得に対して課税されるのではなく、事業者が販売する商品やサービスの提供が課税の対象となります。したがって、所得税や法人税の計算において所得がなく、納税義務が生じない場合であっても、課税事業者であれば、消費税の納税義務があります。



- (注) 1 人格のない社団等である特定農業団体が結成されてから1年目2年目は、その課税期間に対する基準期間が存在しないことから、免税事業者となります。
- 2 特定農業団体が法人化した1年目2年目については、その課税期間に対する基準期間が存在しませんが、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人は、その課税期間の納税義務は免除されません(2年目においてこれに該当する場合も同様です)。
- 3 人格のない社団等である特定農業団体が、例えば、平成20年の事業年度(3年目)の途中で法人化した場合、平成18年の事業年度の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成20年の事業年度開始の日から法人化される日までの課税期間について、納税義務があります。
- 4 免税事業者は確定申告書を提出することができないため、設備投資が多額にあった場合などで、売上げに係る消費税額より仕入れに係る消費税額が多い場合でも、消費税の還付を受けることが出来ません。
このような場合に、消費税の還付を受けるためには、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。